平成２３年（フ）第１５８６号
埼玉県川口市大字安行慈林788番地の36
債務者　吉岡　頼子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０６号
さいたま市北区宮原町２丁目125番地10
シャントーレ・クレモナ402
債務者　塩原　真美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３０号
埼玉県志木市柏町１丁目９番77―115号
債務者　篠原　典子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
新潟県柏崎市大字矢田1906番地
債務者　石黒　光明
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
新潟県長岡市中島７丁目１番36号
債務者　小林美由紀
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
新潟県十日町市中条甲2264番地８、前住所埼玉県ふじみ野市新田２丁目４番12号
債務者　川井　春佳
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２４５２号
名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘205号
債務者　下平　涼子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４９３号
名古屋市東区白壁３丁目７番３号　ふたば荘102号
債務者　木村　政則
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５２号
愛知県安城市住吉町６丁目８番地４　第２新安城ビル601
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
兵庫県姫路市辻井７丁目２番５号
債務者　松田　美香
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３１８号
埼玉県上尾市東町２丁目12番27号　県営上尾東町団地104
債務者　石井　麗子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２０１号
相模原市南区上鶴間本町９丁目40番17号　アヴェニール202
破産者　安部　仁美（旧姓大場）
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３７号
京都府京都市中京区西ノ京中御門西町28番地８、前住所京都府京丹後市網野町網野877番地の１
破産者　岡田　英子
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１３８１号
広島市安佐南区高取南２丁目８番７号
破産者　青山　明美
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５７号
広島市東区牛田早稲田４丁目13番１号　ライオンズヒルズ牛田早稲田106号、外国人登録原票上の住所広島市中区舟入川口町10番28号
破産者　李　　偉章
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６号
北海道北見市高栄西町７丁目18番16号
破産者　可児日出子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係